

平成30年度 第3回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
平成30年度第3回理事会議事録

1. 日 時 平成31年3月18日(月) 午前10時～午前11時40分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 人材養成・研修室
3. 出席者
理事総数 6名
理事出席者 6名
理事長 奥田 利男 常務理事 林 秀和
理 事 坂本 孝二 理 事 武田 好二
理 事 川上 房男 理 事 森 理 恵

監事総数 2名
監事出席者 2名
監 事 細川 健二 監 事 西尾 幸道

理事会運営規則第9条の規定により理事長が議長に選任され、同規則第10条に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、同規則第15条の規定により議事録署名人の理事長及び監事2名の出席を確認して議事に入った。

議事録署名人 細川 健二
議事録署名人 西尾 幸道

4. 議 案 報告第7号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団平成30年度職務の執行状況について」
報告第8号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」
報告第9号 「予備費の使用について」
議案第12号 「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」
議案第13号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」
議案第14号 「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議題等の決定について」
5. 議 長 奥田 利男
6. 議事録作成者 賤 間 法 生

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。

定刻前ですが皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。ただいまより平成30年度第3回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

開会の前に事前にお送りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

それでは開会にあたりまして、当法人、奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 改めまして皆さま、おはようございます。

本日はご多忙の中、平成30年度第3回の伊丹市社会福祉事業団理事会に、理事の皆様、あわせて両監事の方にもご出席を賜り、ありがとうございます。

本日の議題につきましては、お手元の資料にありますように、平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算、いわゆる当初予算とあわせて、報告事項といたしまして中長期経営計画の改訂に関する報告を予定しております。特に中長期経営計画につきましては、平成28年度から10箇年を計画期間としておりますが、いわゆる団塊の世代の方々75歳以上を迎える2025年を見据えまして、当法人の経営理念を実現するための基本構想を今回新たに策定するとともに、これまでの中長期経営計画の改訂をいたしまして、それらに基づく新たな事業に挑戦していくということを考えております。詳細については担当の方から改めてご説明させていただきますが、本日は新たな基本構想の説明をさせていただき、次回6月の理事会で基本構想、基本計画、実施計画で構成いたします中長期経営計画の改訂版として、改めて理事会でのご指導、ご議決をいただきたいと思いますと考えております。この他、本日は理事等職務権限規則の一部を改正する規則等、議案3件、報告3件を予定しております。この後、詳細につきましては法人事務局長をはじめ事務局の職員よりご説明させていただきますので、ご審議いただきますようお願いをさせていただきます。簡単でございますが開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

(3) 議長選出

○事務局 次に、議長選出に入らせていただきます。
議事を進めていただくにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、奥田理事長を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、奥田理事長に議長をお願いしたいと思いません。

(4) 出席状況

○議長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。
はじめに、理事の出欠席について報告いたします。
本日の出席理事は6名でございますので、理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますことから本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

○議長 次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と、細川監事、西尾監事をお願いします。

(6) 議事

○議長 それではこれより議事に入らせていただきます。
本日の議事は、報告が3件と議案が3件でございます。

はじめに、報告第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団平成30年度職務の執行状況について」を議題といたします。本件につきましては定款第17条第3項の規定により、「理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で

2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」となっておりますので、私と常務理事より自己の職務の執行状況について報告いたします。

○理事長 まず私から、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定款第17条第3項の規定に基づき、理事長の自己の職務の執行状況について報告いたします。

報告期間として平成30年10月1日から平成31年3月31日までとさせていただきます。まず全体の職務といたしまして、概括的に報告させていただきますと、まず前回、11月の理事会でもご報告させていただきましたように、10月6日に「これまでの感謝とこれからの挑戦」をコンセプトに、法人設立30周年記念式典を開催させていただきました。総勢で100名近くの方にご参加いただき、これからの伊丹市社会福祉事業団の挑戦として、歩むべき指針をお示しさせていただきました。具体の取組みの1つとして、本年2月にはケアハイツいたみ居宅介護支援事業所を開設し、新たなスタートを切ったところでございます。以下、本日の資料にありますように、まず執務としては組織として経営会議を原則毎月1回第1木曜日に開催し、ここでは法人経営の重要事項の協議を行いました。次に人事といたしましては、人事給与制度の推進、特に旧管理職、現在の統括管理者を中心に面談等を実施しまして、平成31年度に向けての役割基準やBSCの作成の確認を行ったところでございます。採用状況につきましては、この期間12名を採用し、それぞれサービスの質の維持に努めているところでございます。財務状況につきましては平成29年度決算報告を伊丹市市議会文教福祉常任委員協議会でご報告するとともに、平成31年度予算編成を行ったところでございまして、本日議案としてお諮りをさせていただきます。行事関係につきましては、まず1つは先ほど申し上げましたように、事業団設立30周年記念式典を開催をいたしましたことと合わせまして、事業団地域交流事業として、桃寿園フェスティバル、老人ホームの餅つき大会、さらにはケアハイツいたみのあっけら寒ニバル、併せてデイフェスタをそれぞれ開催し、広く地域の皆様との交流を図ったところでございます。伊丹市関係では、2月23日行われました伊丹市社会福祉大会に出席をいたしました。その他関係団体等につきましては、参加をいたしております、全国社会福祉事業団協議会、さらには社会福祉法人経営者協議会の会合にそれぞれ出席をするとともに、伊丹市商工会議所の経済講演会に参加し、法人経営の課題や事業の方向性の情報収取に努めてまいりました。その他法人・地域団体では社会福祉法人いたみ杉の子の理事会、伊丹市社会福祉法人連絡協議会、さらには伊丹市老人クラブ連合会、社会福祉法人協同の苑の25周年記念式典に参加をいたしまして、交流を深めたところでございます。理事長の職務状況としては以上です。

○常務理事 続きまして常務理事について、ご報告をさせていただきます。

まず第1の報告期間につきましては、理事長同様、平成30年10月1日から平成31年3月31日までとさせていただきます。

次に第2、執務の状況でございます。中長期経営計画の4つの戦略分野ごとにご

報告いたします。

1つ目の組織分野におきましては、伊丹市社会福祉事業団組織規則に基づき、原則毎月第1木曜日に開催することとしております経営会議を開催し、本日も報告にもありますような中長期経営計画の改訂をはじめ、法人・施設の運営に関する重要事項等の審議をいたしました。

2つ目の人事分野でございますが、新しい人事・給与制度のもと、旧管理者の職員にはそれぞれの役割・職務基準に基づいた業務に取り組んでいただいたところでございますが、改めて約1年間を振り返った自己評価を踏まえ面談を実施いたしました。また、この間に募集をした正規職員の採用面接を行い、計12名採用いたしました。

3つ目の事業分野でございますが、本年度前期に引き続き予算で掲げております事業を着実に執行するため、各事業所が作成した事業所BSCに基づき、事業の管理・運営を行いましたほか、原則毎月第2・3木曜日には管理会議により事業所間等の連絡調整や報告等を、業務評価・改善会議により各事業所の業務実績の評価や改善事項の検討等を行いました。加えまして理事長のお話にもありましたが、2月にはケアハイツいたみに居宅介護支援事業所をオープンしたところでございます。

4つ目の財務分野でございますが、伊丹市市議会の文教福祉常任委員協議会におきまして平成29年度決算の概要をご説明いたしましたほか、平成31年度予算の作成をいたしました。当初予算につきましては、このあと議案第12号でご審議いただくこととしております。

次に第3、行事等でございます。

1つ目の事業団関係でございますが、まず1つ目には、先ほど理事長からの報告にもありましたように社会福祉事業団設立30周年記念式典を開催いたしました。その他、老人ホームやケアハイツいたみ、各デイサービスセンターがそれぞれ行事を開催いたしましたほか、各デイサービスセンターのご利用者様が作成した作品を出展した作品展や東有岡ワークハウスが出店した行事にもお伺いをさせていただきました。

2つ目の伊丹市関係でございますが、戦没者追悼式等への出席のほか、伊丹市障害者自立支援協議会、同協議会の地域生活支援拠点検討会に委員として出席しました。

3つ目の関係団体等でございますが、当事業団が加盟をしております、社会福祉法人経営者協議会等のセミナー、全国社会福祉事業団協議会近畿ブロックの定例会議に出席しました。

最後に4つ目のその他法人・地域団体等でございますが、社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会の評議員会・研修会に出席をいたしましたほか、市内の社会福祉法人、特定非営利活動法人等が開催した講演会等、また、関係地域団体が開催する行事へもお伺いをしたところでございます。

以上、報告第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団平成30年度職務の執行状況について」常務理事の報告とさせていただきます。

○議長 報告第7号、議案の2～3ページの理事長の職務の執行状況、4～5ページの常務理事の職務の執行状況について報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。特にないようでございますので、報告第7号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団平成30年度職務の執行状況について」は、以上とさせていただきます。

次に、報告第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」を議題といたします。
それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、報告第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」ご説明させていただきます。

本日ご説明させていただきます、中長期経営計画改訂版案の基本構想における方向性をご説明させていただきます、これから実務を進めさせていただくために、本日ご報告という形で進めさせていただきます。また本日のご報告ですが、理事長のご挨拶にもありましたが、6月に予定しております理事会について、経営計画改訂版として正式に議案として提出させていただきます、そこで改めて議決をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日配布させていただきました別紙①-1と①-2でご説明させていただきますと思います。

まず別紙①-1をご覧ください。これまでの中長期経営計画は、冒頭の理事長のご挨拶にもありましたように平成28年度から10箇年を計画期間として、経営計画、基本計画を策定してまいりました。それから3年が経過しておりますが、今回は基本計画を含め、中長期経営計画を改訂しようとするものです。資料の3ページの方をご覧ください。その背景に関しましては、急速に少子高齢化が進む中、我が国では平成37年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎える。こうした中、市民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境の整備が必要となってまいります。また我が国における医療及び介護の提供体制は、医療保険制度、創設から18年目を迎え社会に定着した介護保険制度、12年目を迎えた障害者総合支援法などが整備されてきましたが、これからの医療ニーズは、病気と共存しながら、生活の質の維持向上を図っていく必要性が高まってまいります。その一方で、介護ニーズにつきましても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者や障がい者の方が増加していき、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっていくことが予想されます。そのような中、私たちはこれからの10年後の姿を明確に描きながら、社会環境の変化と普遍的な価値を踏まえて、経営理念「豊かな明日へあなたとともに歩みます」を目指すための、将来像としまして「地域社会にとって必要不可欠かつ拠りどころとなる法人となる」とし、そのための行動指針及び基本構想を新たに掲げ、これからの事業に取り組んでいきたいと思っております。資料の4ページの方をご

ご覧ください。これまで事業団は平成28年度に策定いたしました中長期経営計画基本計画は、普遍的な価値である経営理念及び私たちのビジョンを基本構想に位置付けてこれまでは策定してまいりました。その基本構想を実現していくために、法人が具体的に何を目指しているのか、目標達成までの道筋や、自分たちは何をすればよいのか、職員に対してより明確な道筋を示す必要がありました。資料の5ページの方をご覧ください。そもそも基本構想とは、法人の将来像を実現していくために行動指針を明らかにし、事業の方向性や基本的な考え方をまとめたものであり、事業をこれから進めていくための羅針盤として考えております。資料の6ページをご覧ください。この将来像と行動指針を明らかにし、事業の方向性や基本的な考え方をまとめた基本構想を新たに策定し、事業を進めてまいりたいと考えております。これまでの経営理念及び私たちのビジョンを基本構想に位置付けて、進めてまいりましたが、その経営理念及びビジョンは普遍的なものとして変更せず、これまでの中長期経営計画の体系を見直し、基本構想を上位に位置付けた中長期経営計画として今回改訂させていただきたいと考えております。下の7ページになりますが将来像に関しては、これからの10年いかなる社会環境の変化が起きようとも、地域の豊かな明日を目指し、地域のすべての住民が役割を持ち、支えあいながら自分らしく生活できる地域社会の実現を目指してまいります。高齢者や障がいのある方だけでなく、子供や生活上の困難を抱える方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、包括的支援体制の構築や地域包括ケアの普遍化をサポートしていきます。職員にも安定的な仕事と賃金、そして成長の機会を与え続けられる盤石な経営基盤を確立し、地域住民や医療・福祉事業者等地域社会にとって必要不可欠かつ拠りどころとなる法人になることを将来像に掲げ、私たちはその実現に向けた取組みを具体的に示し、自己変革を進めていきたいと考えております。8ページに関しましては将来像の実現に向けた基本構想、9ページには基本構想を実現するための4つの戦略を示しております、それらを体系化したものです。本日ご用意させていただきました、別紙①-2に中長期経営計画改訂版の体系図としてお示ししておりますので、そちらの方をご覧ください。先ほどもご説明させていただきましたが、これまでの経営理念及び私たちのビジョンは普遍的なものとして変更せず、これまでの中長期経営計画の基本計画の上位に基本構想を位置づけ、将来像と行動指針をこの度明らかにし、事業の方向性や基本的な考え方を整理し、これから事業を進めていきたいと考えております。今回の基本構想は新たに掲げたものであり、その下に実施計画という形で入れさせていただいておりますが、これまで進めてきまして制度化してきたものや、整備研究を進めてきた実施計画の事業と、今回の基本構想、基本計画の改訂に合わせまして、取組みを進めようとする19の事業を新たに掲げております。これが全体的な体系図になります。資料の方に戻っていただきまして、10ページ以降に関しましては新たに進めていこうとする、先ほどご説明しました19の事業を新たに掲げました基本構想に紐づけた場合の例としてお示しさせていただいております。基本構想と基本計画に直接結びついているわけではありませんのでわかりにくい図にはなっていると思いますが、これからBSCの経営戦略

として実施計画をしっかりと落とし込んでいきまして、それぞれの事業に関しましてはそれぞれの基本計画とクロスしていく状況となっていくものですので、具体的な取組みに関しましては、BSCの上で経営戦略として詳細に記載させていただきまして、事業の諸条件等を見定めながら検討を進めてまいりたいと考えております。また、財源や伊丹市との調整はこれから検討を進めていくものでありまして、今回は大きな方向性としてお示しさせていただきましたのが、この資料になります。簡単ではございますが、報告第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」の説明は以上とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。1点だけ補足で説明をさせていただきますと、10ページの真ん中にあります、アンダーラインを引いている部分につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたように、改めてここでは19事業の取組みにつきましては、中長期的な収支見通しを踏まえ、すべてにおいて財源の確保に最大限努めるとともに、既存事業の抜本的な見直しを進める。ですからいわゆる社会状況、伊丹市の施策との関係、最終的には事業団の財源確保、収支状況の見通しも含めまして今後このような事業を検討していくという趣旨でアンダーラインを引いているということでご理解をいただければと思います。以上で説明を終わります。この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○坂本理事 経営計画の中で様々な新たな取組みを進めておられ、内容的にも素晴らしいものと考えます。先ほどの説明の中で6月の理事会で最終的な案として提案するという説明をいただいたので、まだこれから修正や内容の変更があるのではあるかと思われまます。1点デイサービスの関係でいろんなことを考えられている中で、入浴に特化したデイサービス事業や、リハビリに特化したデイサービス事業という取組みを考えておられるのですが、これから事業団の介護保険サービスの中で民間と同じことをやっても特色といいますか、事業団としての存在意義が見えてこない中で、ニーズに対応したサービス提供として新たな取組みを考えていただいているということだと思います。こういう事業というのはまさに今現在もニーズが高いのであろうかと思うのですが、実際にこういった事業を進めるというのなら、いつ頃の時期にと見通しを立てていらっしゃるのか教えていただきたい。

○事務局 デイサービスにおきましては、これからのデイサービスの在り方として、国の方からもアウトカム指標であったり、そのような部分が今回の改定でも強くあらわされていますように、これからの事業団のデイサービス事業もアウトカム指標に基づく方向性で進めていかないと、民間さんがやっておられる事業に追いつかないと考えております。時期的な部分につきましては早急に検討を進めていきたいと考えておりますが、南野デイサービスの改修も平成31年度に実施計画、平成32年度に工事が進んでいくという中で事業の部分を見ながら、どのような形で編成していくかということでは、先に事業として進めていくか、南野の改修と合わせながら進

めていくかは今後早急に詰めていきたいと考えております。

○坂本理事　市民ニーズに合った事業団らしいサービスの提供に加えて、経営の安定化、各事業所ごとの財源の確保の問題もありましたが、そういう点からも一味違うサービス提供をぜひ進めていただきたいと思います。それとエンディングサポート事業のことが書いてありましたが、これは実は12月の議会の中でも同じような形で質問がありまして、これから高齢者の方が自分の人生の終わりに際して、どう区切りをつけていったらいいのかということが出でくるだろうということで、こういった取り組みが必要ではないかという意見が出ていたところでした。市の方としてもこのような考え方を進めていかなければならないと考えているところもありますので、進めていくにあたりましては、市の関係機関との調整もぜひお願いしたいと思えますし、その上健康増進に関連する部分も同様でして、市の方でも課題だと思っておりますので、連携しながら進んでいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議　長　そのあたりに関しましては、市の介護保険計画等ございますので、市との調整が大前提だと思っております。よろしいでしょうか。ほかに何かございませぬでしょうか。それでは報告第8号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」は、以上とさせていただきます。

次に、報告第9号「予備費の使用について」を議題といたします。

それでは、事務局説明を願ひします。

○事務局　それでは、報告第9号「予備費の使用について」ご説明をさせていただきます。議案書の7ページをご覧ください。こちらにつきましては記載のとおり、昨年12月27日に発生いたしました、東有岡ワークハウスの車両物損事故によりまして、緊急に修繕を要する必要がありましたため、50万円の予備費を充用し修繕したところでございます。なお、当該車両事故についてでございますが、東有岡ワークハウスの職員が運転するトラックが、納品等のために取引先へ向かう途中、渋滞を回避するため迂回しようと、ナビゲーションが示した道とは違う道を走行、大阪市東淀川区にあります阪急電鉄相川駅の高架下を通過しようとしたところ、トラックの天井、つまり荷台部分が高架と衝突したものでございます。一步間違えれば電車を止めてしまうことになりかねない重大な事故であることに鑑みまして、事故処理、保険金請求等の事務が終了したのちに、運転手本人に対して、常務理事から口頭による厳重注意を行うとともに、配達等は決められたルートを走行すること等の再発防止策を講じているところでございます。なお、職員の通勤途上や業務中、業務時間外の事故が今年度はやや多く発生していたことから、本年1月に安全運転を心がけますよう、全職員に対して注意喚起を行ったところでございます。報告第9号の説明は以上です。

○議長 説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。特にないようでございますので報告第9号「予備費の使用について」につきましては、以上とさせていただきます。

次に、議案第12号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」を議題といたします。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第12号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」のご説明をさせていただきます。議案書は8・9ページになります。資料は、収入支出予算の区分及び当該区分ごとの金額並びに収入支出予算の金額は、別紙②-2「平成31年度予算書」となりますが、ご説明にあたりましては、主に別紙②「平成31年度予算概要」と、別紙②-1「平成31年度資金収支予算総括表」をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、別紙②、平成31年度予算概要をご覧いただきたいと思えます。1ページが、基本方針でございますので読み上げさせていただきます。

我が国の少子高齢化の進展は、社会保障費の増大、多くの産業にわたる人材の不足など、2025年に向かって不透明さを一層増しており、消費税率の引き上げや外国人労働者の受け入れなどへの対応も求められ、社会福祉法人を取り巻く環境は一層厳しい状況が見込まれることから、引き続き柔軟性とスピード感を持って対応していく必要があります。

このような中、団塊の世代の方が75歳以上を迎える2025年を見据えて、法人の将来像を実現するための基本構想を新たに策定するとともに中長期経営計画を改訂し、新たな事業にも挑戦していきます。また、引き続き「地域共生社会の実現」、「自己実現型介護の実践」、「人材の開発」をテーマとして、法人事務局、法人経営本部、法人事業本部の組織機能を最大限に発揮し、事業の実施や人材の育成などに取り組むとともに、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みなど、より具体的な実践に取り組めます。

事業においては、法人事業本部として、事業所間や専門職間の積極的な連携・協働を促進しながら、引き続き、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の基準や今後の方向性に沿ったサービス提供を進めるとともに、「地域共生社会の実現」に向けて、介護保険事業においてはデイサービスにおける基準緩和通所型サービスの充実、居宅介護支援事業の拡充による相談機能の強化、障害福祉サービス事業においては、事業団事業所を活用した就労支援機能の拡充をすすめるほか、生活困窮者自立支援等の地域における公益的な取組み、生活援助従事者研修等の各種研修事業の実施などに取り組めます。

また、「自己実現型介護の実践」に向けては、老人ホームやケアハイツいたみに
おける ICT の導入、施設における介護ロボット等活用の推進、居宅介護支援事業の
拡充に合わせた訪問看護ステーションの機能強化、ケアハイツいたみを中心とした
通所リハビリテーションやデイサービス、老人ホーム、訪問看護などにおける介護
予防や機能訓練サービスの充実、強化に取り組みます。

このほか、老人ホームやデイサービスの施設整備に合わせ、「地域共生社会の実
現」「自己実現型介護の実践」に資する新たなサービスの検討と開発を進めます。

「人材の開発」については、法人経営を担うことができる人材を開発するととも
に、新たな人事給与制度のもと、職員各自の役割と職務の適切な遂行、専門性のさ
らなる向上を支援するための目標援助や研修、キャリアパスなどによる人材育成制
度の運用に取り組む一方で、処遇改善加算等の活用による処遇の改善を図り、職員
一人ひとりがやりがいをもって働き続けることのできる環境整備を進めます。

平成31年度は、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）、伊
丹市障害福祉計画（第5期）の趣旨に沿って、積極的な事業の実施に取り組み公的
責任を果たしてまいりますとともに、質の高い専門的なサービスを提供することが
できる人材の開発に取り組むことにより、自己実現型介護を目指します。加えて、
法人事務局における事務の効率化、法人経営本部における総合的な経営管理や他の
法人との事業連携等に係る研究・検討、法人事業本部における包括的なサービス提
供体制の構築を進め、伊丹市における地域包括ケアシステムの一層の深化・推進
や、地域共生社会の実現に寄与してまいります。以上が基本方針でございます。

次に、2ページをご覧ください。施設一覧となっております。

施設につきましては、一覧の24番目、先ほど執行状況の報告にもありましたが、
ケアハイツいたみに居宅介護支援事業所を平成31年2月1日に新設いたしま
したことから、前年度当初から1か所増となっております。

次に、3ページをご覧ください。組織図となっております。

組織図におきましても、先ほどのケアハイツいたみに居宅介護支援事業所を新設
いたしましたことから、法人事業本部のケアハイツいたみに当該事業所を加えてお
ります。

次に4ページをご覧ください。職員構成となっております。

職員構成につきましては、平成31年4月1日現在の当初予算ベースの人数を、
先ほどの組織図の順にしたがいまして、それぞれの正規職員・契約社員・合計の順
に記載しております。

なお、この表の最下段に合計を記載しており、正規職員は伊丹市派遣職員2名、
事業団職員178名、契約社員は月額契約社員17名、日額等社員が193名、計
390名となっております。

私からは以上で、このあと、事業概要、予算につきましては、それぞれ担当より
ご説明申し上げます。

それでは、5ページからの事業概要の説明に移らせていただきます。

ここからの説明につきましては、各事業で特に平成31年度に重点的に取り組む

内容について、絞り込んで説明させていただきますとともに、各事業実施予定における見込み数値等の説明は省略させていただきますこと、あらかじめ、ご了解くださいますようお願いいたします。

まず、5 ページ上段の（1）の法人経営本部でございます。

法人経営本部では、改訂する中長期経営計画のもと、事業団全体の財務管理、事業管理、人員管理、組織管理など、総合的かつ客観的な経営管理の深化・推進に取り組めます。また、各種制度の狭間で生きづらさを抱える方への支援と新たなサービスの開発に取り組むほか、自己実現型介護の実践や新たな人事給与制度における目標援助や研修制度、キャリアパスの運用を本格的に開始し、人材の育成・開発を進めます。

次に、（2）の法人事業本部でございます。

法人事業本部では、引き続き、共通の管理ツールなどを活用した事業の進捗管理や推進に取り組むとともに、要員定数に基づく人員配置、業務の見直しに基づく変形労働時間制の導入、施設における ICT の導入などにより、効率的な事業運営に取り組めます。

また、事業本部として、事業間や専門職間の積極的な連携や協働による取組を促進し、包括的なサービス提供の実践とサービスの質の向上に取り組めます。

次に、（3）の法人事務局でございます。

法人事務局では、法人経営本部や法人事業本部が円滑な経営管理、事業管理、事業運営を実践していくことができるよう、引き続き法人全体の業務執行体制の効率化に取り組めます。

また、要員定数に基づく適正な人員管理及び組織管理を進め、人件費比率の適正化に努め、さらに、国が進める働き方改革に対応し、新たなキャリアパス制度の運用や年次有給休暇の取得促進に取り組めます。

6 ページに移りまして、ページ上段の「ウ」のPR活動では、法人設立30周年に合わせてリニューアルしましたホームページを活用し地域に向けた有益な情報発信や人材の確保等への積極的なPR活動を進めます。

6 ページ中段の「オ」の地域の介護人材等育成事業では、介護職員初任者研修から基準緩和型サービス従事者研修及び生活援助従事者研修の開催へとシフトし、地域における介護人材の確保、育成に取り組めます。

事業実施予定につきましては、6 ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、6 ページ最下段の（4）の地域包括支援センターでございます。

地域包括支援センターでは、平成30年度からの伊丹市の方針による介護予防プランの居宅介護支援事業所への委託促進に伴い、地域課題やニーズへの対応、権利擁護や高齢者虐待等への対応、介護予防の促進等について、地域福祉ネット会議への参加や、伊丹市、介護保険事業所などの関係機関との協働を図りながら、地域包括支援センター機能のさらなる強化に取り組めます。

また、平成30年度から開始した認知症初期集中支援チームの活動を積極的に進め、地域の認知症ケアの向上に取り組めます。

事業実施予定につきましては、7ページから8ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、9ページ(5)の居宅介護支援事業所でございます。

居宅介護支援事業所では、平成31年2月に新たに開設したケアハイツいたみ居宅介護支援事業所を加えた、5つの事業所の積極的な連携による組織力を生かしながら、介護保険制度を利用する方のケアマネジメントはもとより、サービス事業者、医療機関、地域団体、地域包括支援センター等の関係機関との連携を進め、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする伊丹市の地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与できる事業運営に取り組みます。

事業実施予定につきましては、9ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、10ページに移らせていただき、(6)のデイサービスセンターでございます。

デイサービスセンターでは、ケアハイツいたみのセラピストとの連携・協働のもと、機能訓練や介護予防機能の強化に取り組むとともに、平成32年度の南野デイサービスセンター、ラストホールの改修工事を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進の中で、これからのデイサービスに求められる機能の強化や新たな機能の開発等を含めた事業運営に取り組みます。

特に、介護予防機能の強化については、平成30年4月に創設された基準緩和通所型サービスについて、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと連携・協働のもと、ニーズに合わせたサービス開発に取り組むなど、積極的な事業展開を図ります。

事業実施予定につきましては、10ページ記載の表のとおりでございます。

次に11ページに移らせていただき、(7)の訪問介護事業所でございます。

訪問介護事業所では、基準緩和型サービス従事者研修や生活援助従事者研修の修了者を積極的に活用しながら、介護福祉士等の有資格者を身体介護が必要な高齢者や障がい者への対応に段階的に移行し、サービス提供責任者の役割や職務を整理し、地域包括ケアシステムの深化・推進において訪問介護が効果的にその役割を担っていくことができるよう、また他事業所、医療機関、その他関係機関や地域、ご家族等とのサービス担当者会議等を通じた連携の強化等に取り組みます。

事業実施予定につきましては、11ページから13ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、13ページに移らせていただき、下段(8)の訪問看護ステーションでございます。

訪問看護ステーションでは、訪問看護を中心に訪問リハビリ、療養通所介護、訪問入浴サービスを効果的に組み合わせ、医療依存度の高いさまざまな在宅療養者、障がい者、障がい児等を対象に、多様で幅の広いサービス提供による事業運営に取り組みます。

また、新設したケアハイツいたみ居宅介護支援事業所やケアハイツいたみのセラピストとの連携強化を図り、機能強化型ステーションへの移行や訪問リハビリの強

化に取り組みます。

事業実施予定につきましては、14ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、14ページ下段の(9)の東有岡ワークハウスでございます。

伊丹東有岡ワークハウス、サポートテラス昆陽東では、事業団の事業所との連携強化による定期的な実習の実施や就労の促進、障がい者の就労を間接的に支援する生活支援の充実など就労意欲向上に向けたプログラムの実施、就労定着支援や精神障がい者の地域移行の推進に向けた地域生活支援センターやハローワーク等関係機関との積極的な連携など、就労支援の強化を目指し総合的に取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けた新たなサービスの研究、開発に取り組みます。

また、引き続き、いたみ障がい者共同受注ネットワークの運営に取り組み、付加価値の高い作業の獲得や安定した業務受注の確保に努めながら工賃の増額に取り組みます。

事業実施予定につきましては、15ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、15ページ下段に移らせていただき、(10)の老人ホームでございます。養護老人ホーム松風園、特別養護老人ホーム桃寿園、ショートステイ、桃寿園デイサービスセンター、稲野・鴻池地域包括支援センター、桃寿園居宅介護支援事業所を複合的に運営する老人ホームでは、各サービスが積極的な連携を図りながら地域包括ケアの拠点施設としての事業運営に取り組みます。

養護老人ホーム松風園や特別養護老人ホーム桃寿園では、ケアハイツいたみのセラピストとの積極的な連携により、口腔機能や身体機能の維持向上に向けた機能訓練の強化や、ケアハイツと連携した「ノーリフティングケア」の推進による安全で安心できる介護の実践、ICTの導入によるデータ分析に基づく効果的な自立支援介護の実践など、今後の介護保険制度の方向性に沿った質の高いサービス提供ができる事業実施体制の整備に取り組みます。

施設設備の老朽化が進むなか、高圧受変電設備を更新し施設の安全管理に努めるなど入所者の居住環境の向上にも取り組みます。

事業実施予定につきましては、16ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、17ページに移らせていただき、(11)のケアハイツいたみでございます。

ケアハイツいたみでは、地域の医療機関などとの積極的な連携、セラピスト、管理栄養士、介護職、看護師による健康管理など多職種協働による事業運営に取り組みながら、平成31年2月に新規開設した居宅介護支援事業所の拡充によるケアマネジメント機能の強化など、介護老人保健施設としての在宅復帰支援機能の強化を進めます。

また、老人ホームと同様に、老人ホームと連携した「ノーリフティングケア」の推進による安全で安心できる介護の実践や、ICTの導入によるデータ分析に基づく効果的な自立支援介護の実践など、今後の介護保険制度の方向性に沿った質の高いサービス提供ができる事業実施体制の整備に取り組みます。

通所リハビリにおいては、自立支援や介護予防に資するリハビリプログラムの充

実などに取り組むとともに、セラピストと事業団デイサービスの連携・協働による機能訓練の強化等を進める中、通所介護との差別化を図り、通所リハビリに求められるニーズに対応できる新たな事業実施体制の検討と整備に取り組みます。

事業実施予定につきましては、17ページ記載の各表のとおりでございます。

最期に17ページ下段、小規模多機能居宅介護さくらでは、在宅支援の施設として、「通い」「訪問」「泊り」のサービス提供を行うのみでなく、家族と職員が一緒に自宅での介護方法などを検討・実践出来るような研修等の開催や訪問サービスの強化、ケアハイツの専門職との連携によるサービスの充実など、在宅生活の継続を支援できる取り組みを進めます。

事業実施予定につきましては、18ページ記載の各表のとおりでございます。

以上、平成31年の度各事業につきましては、各事業ともに、「地域共生社会の実現」、「自己実現型介護の実践」、「人材の開発」をテーマに、事業間や専門職間の積極的な連携や協働による取組を促進し、包括的なサービス提供を進め、伊丹市における地域包括ケアシステムの一層の深化・推進や、地域共生社会の実現に寄与してまいります。

以上を持ちまして、平成31年度の事業概要の説明とさせていただきます。

引き続きまして「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」についてご説明をさせていただきます。

予算の全容につきましては、別紙②-2「平成31年度予算書」となりますが、それらをまとめております、別紙②-1 A3サイズの「平成31年度資金収支予算総括表【前年対比】」の資料に沿って説明をさせていただきますのでご覧ください。

予算全体に関しましては、前年度との対比により、勘定科目の大区分ごとに、主な増減についてご説明をさせていただきます。

まず、社会福祉事業区分、公益事業区分を合わせました合計欄「事業活動による収支」でございますが、収入に関しましては、介護保険事業収入で、17億1,840万5千円を計上し、前年度に比べ、4,548万2千円の減となっております。これは、訪問介護事業所における介護給付並びに介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数を、実態に合わせて見込みを立てたことにより、結果として利用者数が減少したことが主な減少の要因となっております。2つ下の、障害福祉サービス等事業収入につきましては1億2,780万7千円を計上し、前年度に比べ、1,438万円の減となっております。これも、訪問介護事業所における障害福祉サービス事業の利用時間数を、実態に合わせて見込みを立てたことにより、結果として利用時間数が減少したことが主な減少の要因となっております。

次に、支出に関しまして、人件費支出につきましては13億4,586万8千円を計上し、前年度に比べ、7,414万1千円の減となっております。31年度の予算額は、当初予算と併せて策定いたしました、法人全体の要員定数に基づき、人件費を計上しております。従前の予算では、退職した職員をすべて欠員補充することを原則として計上してございましたところ、欠員補充が十分に進まなかった結果、

前年度と比較して大きく減少しているものですが、今後はサービス提供に必要な職員数を確保しつつ、他の法人と比較して高くなっている人件費比率の適正化に努めてまいります。事業費支出につきましては、1億5,843万3千円を計上し、前年度に比べ、779万3千円の増となっております。これは、予算科目の一部を事務費から事業費に付け替えたことが主な要因となっており、それぞれの拠点の事業費に大きな増減はございません。事務費支出につきましては、4億3,233万2千円を計上し、前年度に比べ、896万7千円の増となっております。これは、松風園の利用者が特定施設入居者生活介護サービスを利用していただくに当たり、当法人の訪問介護やデイサービスを利用する際に支払う委託料が増加したことや、ラストホールの改修に併せて南野デイサービスセンター等を改修するための実施設計委託料を計上したことなどが主な要因となっております。以上の結果、事業活動による収支の収入合計は、20億2,756万8千円となり、前年度に比べ6,187万円の減、支出合計は、19億5,136万円となり、前年度に比べ5,757万9千円の減、事業活動資金収支差額は7,620万8千円となり、前年度より429万7千円の減となりました。

次に、「施設整備等による収支」でございますが収入に関しましては、今年度、計上いたしておりません。次に、支出に関しましては、設備資金借入金元金償還支出につきまして、公益事業区分で、ケアハイツいたみ増床に伴う設備資金として、福祉医療機構から借り入れております資金の、元金償還414万円を計上しております。固定資産取得支出につきましては、社会福祉事業区分で1,715万9千円、公益事業区分で314万円、合わせて2,029万9千円を計上しております。主なものとしたしましては、老人ホームでは、受電設備の改修工事で895万2千円、介護用ベッドに300万円、小規模多機能居宅介護さくらと訪問看護ステーションでは、受電設備工事で408万9千円となっております。以上の結果、施設整備等による収支は、マイナスの2,652万5千円となります。

次に、「その他の活動による収支」では、収入に関しましては、今年度、計上いたしておりません。支出につきましては、積立資産支出におきまして、退職給与引当積立金で2,555万4千円を計上しておりますほか、修繕積立資産及び備品購入資産それぞれに単位計上しております。以上の結果、その他活動による収支差額は、マイナスの2,555万6千円となります。

さらに予備費には、前年同額の100万円を計上しております。

以上により、社会福祉事業区分、公益事業区分の各収支を合わせた当期資金収支差額合計は2,312万7千円となり、前年度に比べ108万9千円の減となっております。以上をもちまして、議案第12号、「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分」予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○武田理事 11ページの訪問介護事業所のところで、先ほどご説明にもありましたが、生活援助従事者の研修修了者を積極的に活用するという話がありました。この事業が6ページの方では今年度、30年度から開催となっておりますが、実際の研修受講者等、実際に現場に入ってやってやろうという勢いのある方は何人くらいいらっしゃるのか、どのように対応していかれるのか予定などお聞かせ願いたい。

○事務局 生活援助従事者研修につきましては、法改正により平成30年度より実施することのできる研修となりました。ご案内のとおり要介護の介護給付の訪問介護のうち、いわゆる生活援助サービスに従事することができる研修となっております。ただし兵庫県におきましては今年度この研修を開催するための開催要綱が示されたのが年末となりまして、当法人では平成30年度早期に開催したいと考えておりましたが、開催要綱の遅れに際しまして実際には平成31年度から早期に開催したいと考えているところでございます。従いまして現段階では修了者はいらっしゃいません。

○武田理事 ということは31年度早いタイミングからスタートし研修をされて、31年度の訪問介護の事業に登用していかれるということですね。

○坂本理事 その件に関連していることで、介護人材の確保に関することですが、基準緩和型の研修を実施しても、なかなか従事される方がいないというのが実情かと思えますが、実態としてこれまで事業団の中のサービスに従事されるということで就労につながった方はいらっしゃるのでしょうか。

○事務局 当法人におきましては29年度から研修の方を開催しておりまして、実際に十数名の雇用を確保できているところでございます。その方々が一部ではございますが総合事業の生活援助サービスに従事していただいている状況でございます。

○坂本理事 研修をすれば従事につながっていると理解すればよろしいですか。

○事務局 就労していただいた方にはお仕事をいただいているところではありますが、一方で基準緩和型サービスの需要に対しましては十分ではありませんので、これからも引き続き新たな人材を確保していくことが必要かと考えております。

○坂本理事 絶対的な傾向として介護の業界そのものが人材が不足しているというような中で、市の方でも外国人の人材の活用というものを考えていく必要があるのではないかという話が出てきておりますけれども、市の介護保険課の方からも外国人人材の活用に向けて研修会を開いて、事業団からも参加していただいているだろうと思うのですが、事業団としては外国人の人材の活用等考えていらっしゃるのか、そのあた

りをお聞きしたい。

○事務局 前回の理事会でも同様の意見をいただいたところでございますが、当法人につきましても、まずは冒頭申し上げました要員定数に基づき、適切な人員を配置、確保していくことを第一にしております。新たな人事給与制度の中では、Ⅱ種職員に加えてⅣ種職員であったり、またこれから増加していくであろう再雇用嘱託職員の配置等に基づきながら、不足する部分につきましては、ご指摘のような外国人材の活用が必要であるというように考えておりますことから、引き続き検討、研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長 補足ですが、1つは事業団ですので全国社会福祉事業団協議会等、全国的な組織の中で情報交換等やっておりますが、全事協全体の中では、まだまだ外国人労働者の採用について具体的に検討していくというところまではいかないのですが、一方で経営協の取り組みでは、若干先駆けて採用している法人がありますが、やはり我々行政の外郭団体としての事業団という性格もありますので、そのあたりを今後全事協の方でももう少し情報収集や意見交換をできないかということで、一定それなりのレベル合わせは必要ではないかと思っておりますので、少し時間がかかるであろうかと思えます。

○坂本理事 引き続き情報収集していただきたいと思えます。それと13ページの訪問看護ステーションのところですが、事業概要にあります機能強化型ステーションというのはどういうものであるか教えていただきたい。

○事務局 機能強化型ステーションというのが、介護保険制度上、訪問看護事業について報酬が設定されておまして、同一敷地内に居宅介護支援事業所において、そこに医療依存の高い方の専任のケアマネジャーをおいて、一定のケース数をその担当とより連携を深めて行うということで、機能強化型の訪問看護ステーションという指定を受けて、報酬も加算されるという仕組みがあります。それは必ずしも訪問看護ステーション内に設置しないといけないという要件ではなく、丁度、ケアハイツいたみに新設しました居宅介護支援事業所がその形に当たりますので、平成31年度はさらにそこに人員を含めて予算上拡充を予定しておりますので、その中で具体的にその形をとって、特に訪問看護ご利用の方へのケアマネジメントを含めて充実できるようなサービスを提供するということでの機能強化を図ってまいりたいと考えております。

○坂本理事 ということは今の訪問看護ステーションの所在地はそのまま、隣接するケアハイツ居宅との連携を強化することで、報酬そのものを加算的なもので増やすということですね、わかりました。もう1つ東有岡ワークハウスの事業概要の「引き続き、伊丹障がい者共同受注ネットワークの運営に取り組み、付加価値の高い作業の

獲得や安定した業務受注の確保に努めながら工賃の増額に取り組みます。」とご記載いただいておりますが、この共同受注ネットワークはどんな状況になっているのか教えていただきたい。

○事務局 東有岡ワークハウスの方では伊丹障がい者共同受注ネットワークの事務局を兼ねております。共同受注ネットワークに関しては、3法人で事務局を行っております。ワークハウスの他にくすのきさんとゆうゆうさんで事務局を設定しております。その中で3法人が集まりまして、共同受注の会議も行わせていただいております。取組みについてですが、28年度から伊丹市に大々的に周知の方をさせていただいております。その中で30年度の問い合わせなどにつきましては前年度の倍になっており、約半分が受注につながっています。年々、問い合わせは増えている状況です。前年度までは町内のお祭りなど外に出かけて単発で終わるような仕事が多かったのですが、今年度につきましては継続して行えるもの、例えば市からのプランターの水やりなど、年間契約できるものが増えてきており、民間の企業からの受注もいただいております。

○坂本理事 わかりました。引き続きよろしく申し上げます。

○武田理事 今のところで、特定相談支援事業も予算として倍増していますが、そことの関係性や方向性はどのようなものでしょうか。

○事務局 この度31年度予算で特定相談の件数を増やしている要因としましては、平成30年4月に報酬改定がありまして、これまで訪問回数が安定された方につきましては半年、もしくは1年に1回と原則定められていたものが、法改正により3か月に1回の訪問を原則行うというように変わりました。そのため安定していた方でも訪問回数が増えるということと、これまで訪問相談支援員については1人の持ちケースの上限が定められておりませんでした。今回の改正で上限が40人となり、それ以上のケースについては単位数が減じられるということになりました。今回支援員1人につき39件のケースとし、人員配置が30年より安定しているということとで件数を増やしていきたいと考えております。

○武田理事 ということは、対象者が増えるというよりは回数が増えたということでしょうか。

○事務局 付け加えという形になり申し訳ございませんが、回数が増えていく部分もありますが、新規獲得にも力を入れております。障害サービスの計画相談の実施につきまして伊丹市内の方では8割以上の方がどこかの計画相談を受けているという状況ですが、市によって差がありまして、尼崎市内が2割くらいの状況でありますことから、サポートテラス昆陽東につきましては、尼崎の方に周知いたしまして件

数を伸ばしているところがございます。市内での新規ケースは10件くらいですが、今年度1月までで尼崎市から16件のケースを受けておる状況となっており、他市の方にも事業を展開していきたいと考えております。

○武田理事 わかりました。

○坂本理事 予算に関連する部分なのですが、今年度の予算上の資金収支ですが、実際の減価償却費などを含めた事業収支については決算でお示しいただけるのではないかと考えておりますが、こうしてみていきますと財政面上の厳しさがありませんと感ずるところです。6月の理事会で経営計画の見直しについて出されるということですが、できれば財政見通しというか、事業団の計画に沿った事業展開をしていく中で将来の財政の見通しを立て、経営計画の改訂を議論して行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 そのような収支見通しは当然必要ですし、これからの収入を上げていく活動としての構想として挙げさせていただいておりますので、6月の段階では実施できている事業等精査しながら収支をお見せしたいと考えております。

○議長 補足で申し上げますと、今回の中長期経営計画改訂版を6月に議決いただきたいという思いを、事業団は事業計画、これは発展的な意味合いでの運用を事業計画としており、一方で健全化計画等を含んだ作り方をしてきたという経緯がありまして、今回、28年度の時に10年後を見据えた経営計画を作ると決めたのは、一方で事業団の発展計画の要素を盛り込む、しかしもう一方では財源の問題であるとか、経営基盤のことを考えた時に、人事給与制度等の健全化計画的な事業の見直しも必要でありました。そのような両方の話をひっくるめて経営計画をPDCAでしっかりと回していく。その中で当然に坂本理事のおっしゃったように財務の見通し等しっかりとチェックをかけていく。そういう計画にしていくということで、その部分はしっかりと入れていきたいと思っております。

他に何かございますでしょうか。特にないようでございますので、議案第12号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第12号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案書の11ページから12ページと合わせて、別紙③の新旧対照表をご覧ください。昨年6月の当理事会で、当法人の新しい組織体制、具体的には、伊丹市からの派遣職員ではない事業団職員である経営本部長や事業本部長が業務執行理事として、重責を担っていくことに対してご期待を頂いたところでございます。それと同時に、事業団職員に、一定の時間をかけながら色々な視野を広げてもらうことや経験を積んでもらうことなど、成長していく様子を見守っていくということも必要である旨の激励を頂いたところでございます。

今回の改正は、それらご意見を踏まえて、引き続き、当法人の経営を担うことができる人材の開発に取り組んでいくことを確認するとともに、当該規則の運用後、1年が経過する中で、改めて両本部長の職務権限を規定した文言の整理を行おうとするものでございます。

具体的には、第7条及び第8条で両本部長たる常務理事の職務権限を規定しておりますが、現在の規定では、両本部長が常務理事、すなわち業務執行理事でない場合には、規定している職務権限がないようにも読めてしまう書き方となっております。そこで、それぞれの条の見出しに両本部長の職務権限である旨を明記するとともに、別表3に規定する専決事案の金額等の詳細を定めることで、法人内の指揮命令系統を明確にするほか、所要の規定整備を行おうとするものでございます。

なお、今回の規則改正は必要な文言整理を行おうとするものでございますが、6月理事会で頂きましたご意見である、理事構成のあり方につきましては、継続して検討を深め、次期の理事改選時に改めてご議論いただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議案第13号の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。特にないようでございますので、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第13号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 理事等職務権限規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決しました。

次に、議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議題等の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場

所、議題等の決定について」ご説明をさせていただきます。

議案書の13ページをご覧ください。この議案に関しましては、社会福祉法第45条の9第9項の規定で、評議員会の議案は原則、理事会で議決した事項に限られること、及び同条第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の規定に基づき、理事会で評議員会の招集日時、場所、議題等を決定しなければならないことから、今回提出させていただくものです。

はじめに、評議員会の日時等についてですが、平成31年3月27日（水）午後2時から、いきいきプラザ 3階 会議室1及び2において開催いたします。

次に議案ですが、報告が1件と議案が1件となっております。いずれの内容も本日理事会でご説明させていただいた通り、中長期経営計画の改訂並びに平成31年度のいわゆる当初予算に関するものとなります。

議案第14号の説明は以上です。

○議長 説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 他に何かございますでしょうか。特にないようでございますので、議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議題等の決定について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第14号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議題等の決定について」は、原案どおり決しました。以上で本日の議事は終了とさせていただきます。この他にはよろしいでしょうか。

○事務局 1点、事務連絡がございます。本理事会の理事並びに監事の皆様の任期が、本年6月を予定している定時評議員会の終結の時までとなっておりますことから、新年度になりましたら、改めて理事等の選出事務を開始いたしますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。事務連絡は以上です。

○議長 以上をもちまして本日の理事会は閉会といたします。理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして本日の理事会は閉会とさせていただきます、次回の理事会は今期最後の理事会となりますので改めましてよろしくお願いいたします。本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午前11時40分に閉会した。
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 31年 3月 18日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者